

すかがわ統計月報 8年8月発行

須賀川公共職業安定所

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話) 0248-76-8609

石川地方職業相談室

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和8年6月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.41倍(対前年同月比±0、対前月比0.09ポイント上昇)

6月の新たな求職申込みは469件、求人申込みは661人分でした。

これは、1件の求職申込みに対し1.41人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数

新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 0.83倍(対前年同月比0.06ポイント低下、対前月比0.02ポイント低下)

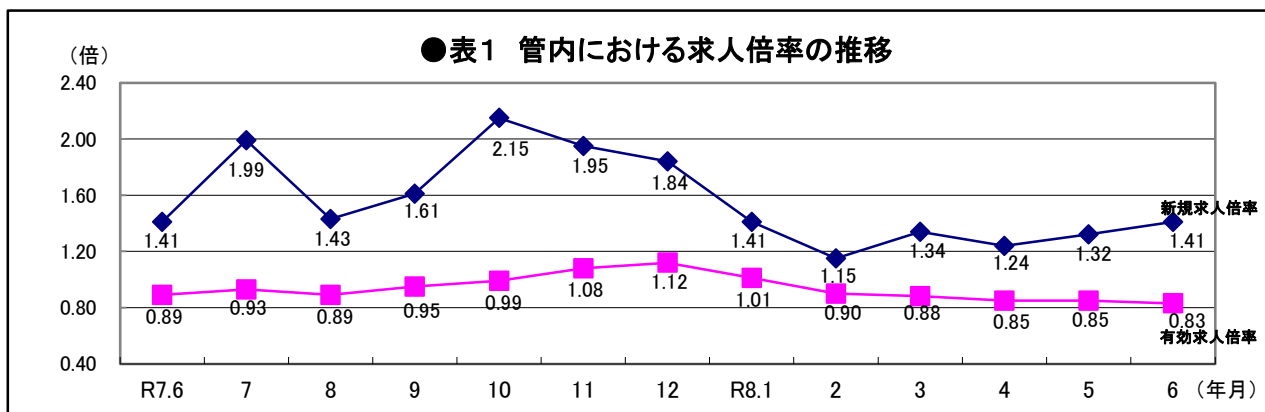
4月から引き続き求職している方と6月に新たに求職申込みした方の合計が2,130人であった

のに対し、4月から引き続き有効中の求人と6月に新たに申し込まれた求人の合計は1,776人でした。

これは、1人の求職者に対し0.83人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

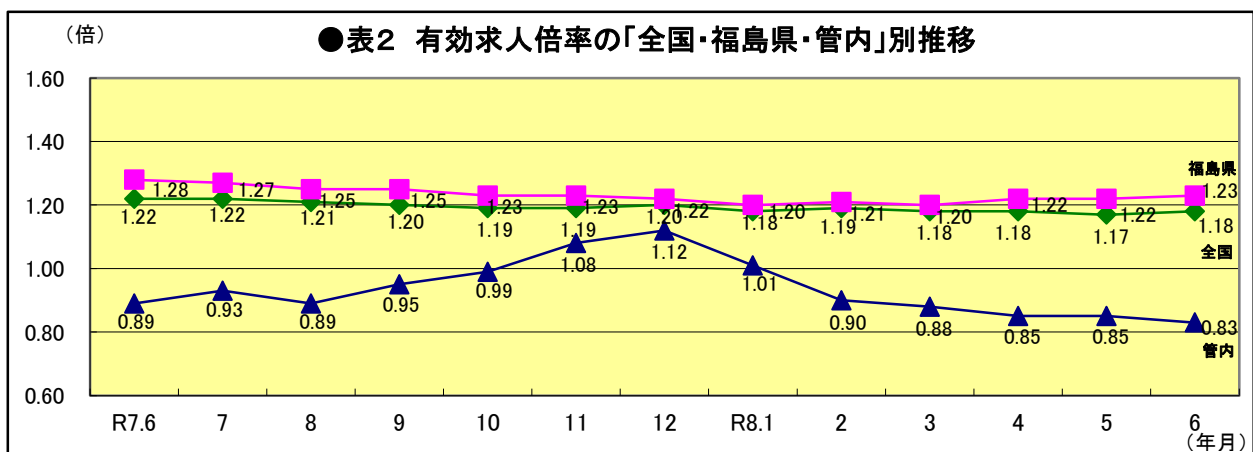


■有効求人倍率 【全 国】1.18倍(対前年同月比0.04ポイント低下、対前月比0.01ポイント上昇)

【福島県】1.23倍(対前年同月比0.05ポイント低下、対前月比0.01ポイント上昇)

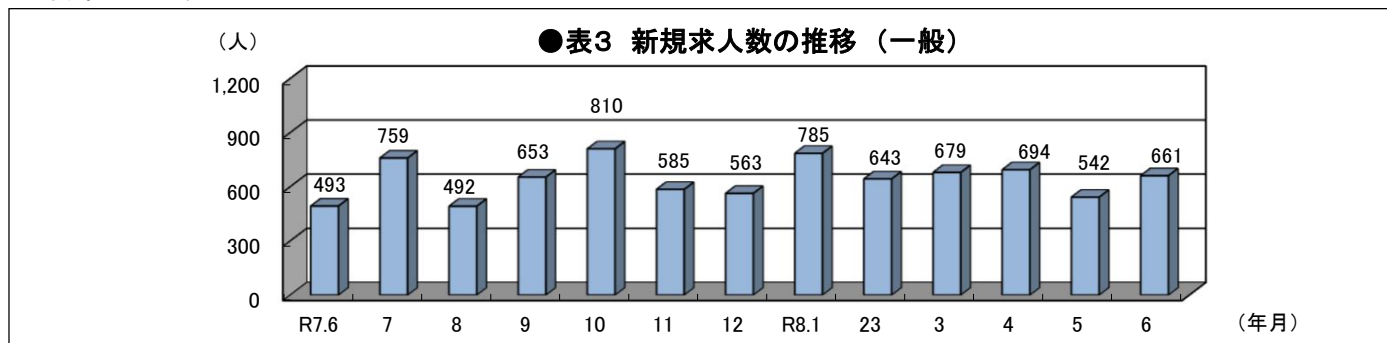
【管 内】0.83倍(対前年同月比0.06ポイント低下、対前月比0.02ポイント低下)

※なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

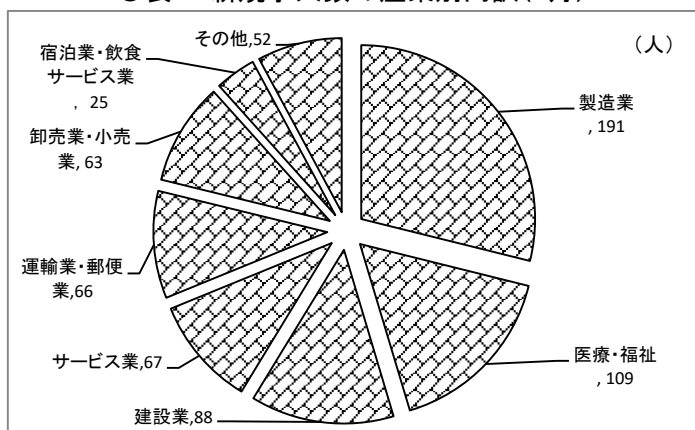
■新規求人数 661人(対前年同月比34.1%増、対前月比22.0%増)(表3)



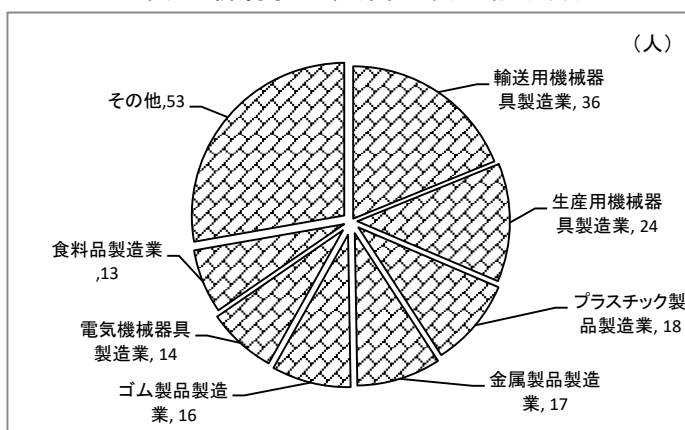
6月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が191人と最も多く、全体の28.9%を占めており、次いで医療・福祉、建設業、サービス業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、輸送用機械器具製造業が36人と最も多く、製造業全体の18.8%を占めており、次いで生産用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業となっています。(表5)

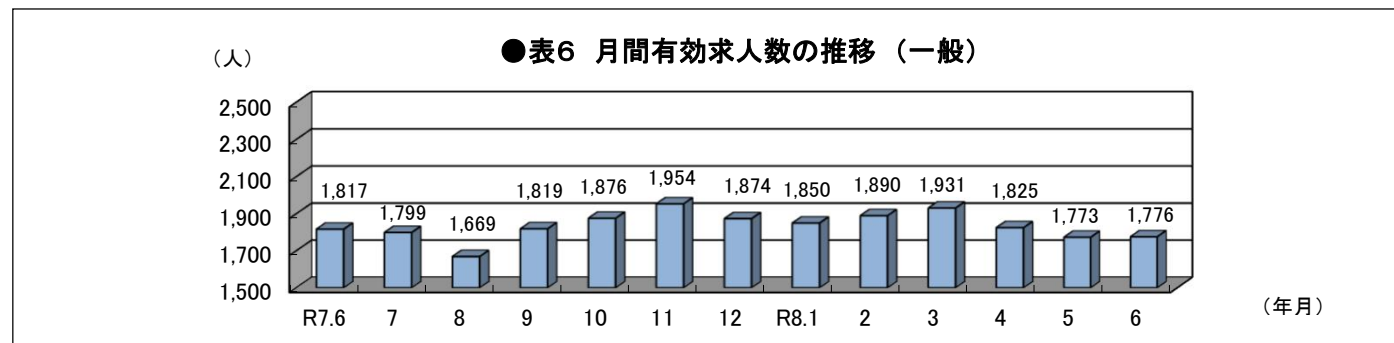
●表4 新規求人数の産業別内訳(6月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(6月)

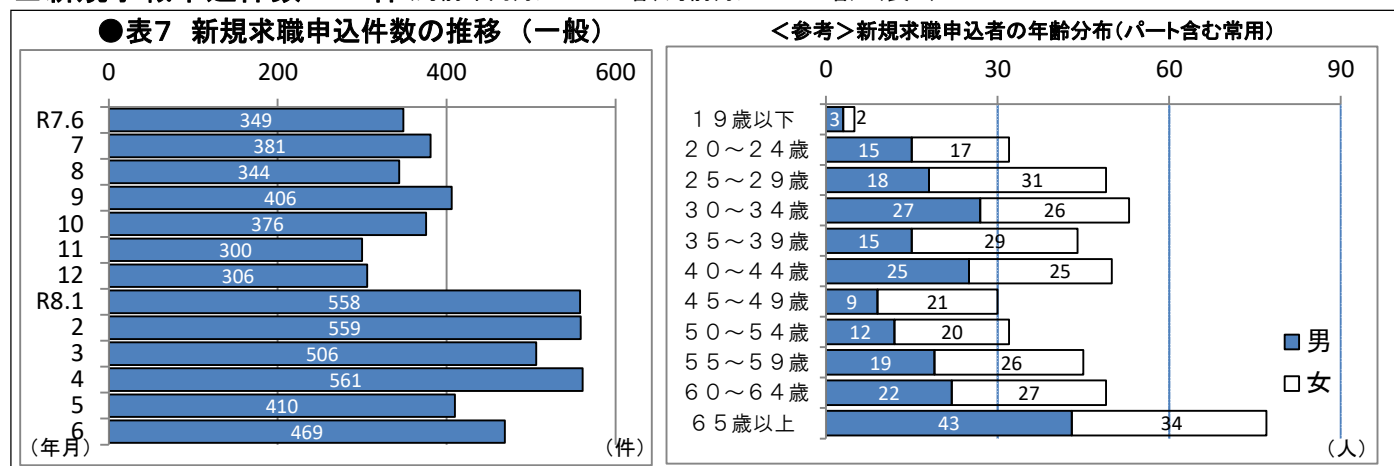


■月間有効求人数 1,776人(対前年同月比2.3%減、対前月比0.2%増)(表6)

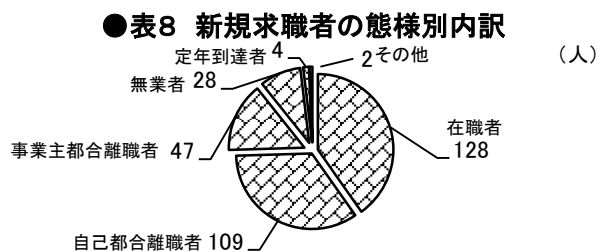


求職

■新規求職申込件数 469件(対前年同月比34.4%増、対前月比14.4%増)(表7)

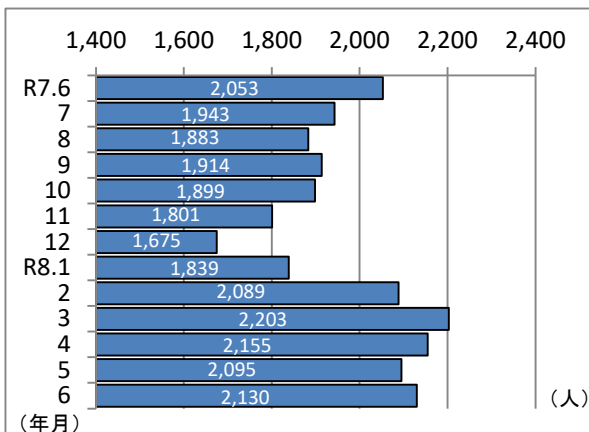


6月の新規求職申込件数318件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が128人と最も多く、全体の40.3%を占めており、次いで自己都合離職者(同34.3%)、事業主都合離職者(同14.8%)、無業者(同8.8%)、定年到達者(同1.3%)となっています。(表8)

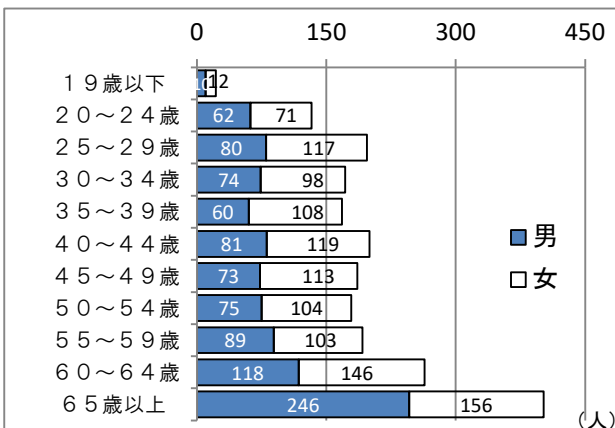


■月間有効求職者数 2,130人(対前年同月比3.8%増、対前月比1.7%増)(表9)

●表9 月間有効求職者数の推移(一般)



<参考>月間有効求職者の年齢分布(パート含む常用)

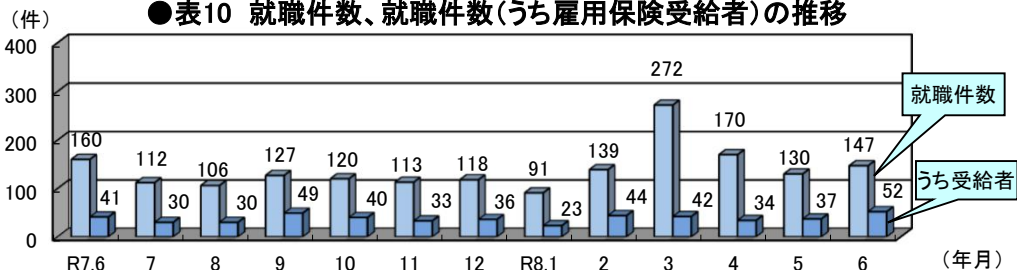


就職

■就職件数 147件(対前年同月比8.1%減、対前月比13.1%増)

■就職件数のうち保険受給者 52件(対前年同月比26.8%増、対前月比40.5%増)(表10)

●表10 就職件数、就職件数(うち雇用保険受給者)の推移



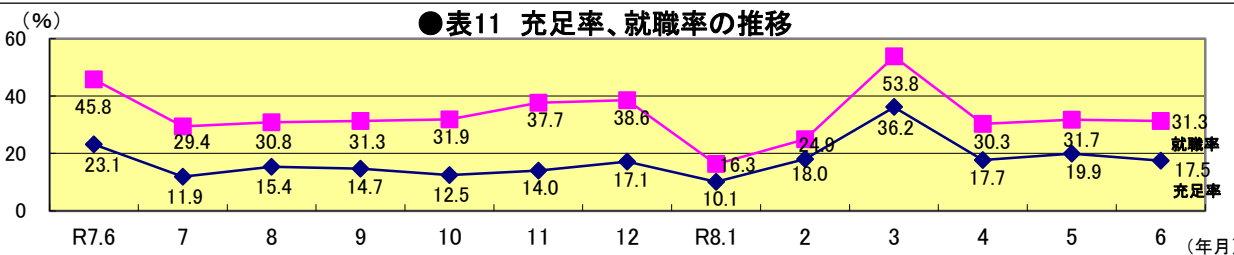
充足率、就職率

■充足率 17.5%(対前年同月比5.6ポイント低下、対前月比2.4ポイント低下)

■就職率 31.3%(対前年同月比14.5ポイント低下、対前月比0.4ポイント低下)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。

●表11 充足率、就職率の推移

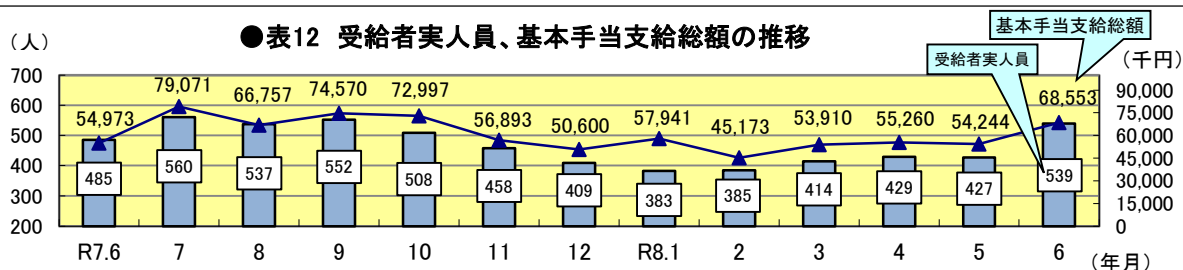


雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 539人(対前年同月比11.1%増、対前月比26.2%増)

■雇用保険基本手当支給総額 68,553千円(対前年同月比24.7%増、対前月比26.4%増)(表12)

●表12 受給者実人員、基本手当支給総額の推移



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
（令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。）
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

